

近世前期における弘前藩のアイヌ支配について

— 松前飛脚回送の実態から —

武 田 亜 弓

はじめに

近年の近世史における「北奥アイヌ」^①研究は、北方史研究の進展に伴い、榎森進氏や浪川健治氏らによって進められた^②。中でも比較的史料が豊富である「津軽アイヌ」に関しては、その存在形態・生産活動の解明が進められつつ、幕藩制国家における異民族支配のあり方や、異民族支配を特徴とした藩の自己認識、藩政のイデオロギーなどの論点が抽出されてきた^③。

特に浪川氏は、近世前期（十七〜十八世紀頃）における弘前藩のアイヌ支配過程を大きく三つの段階に整理している。以下要点のみを記すと、①正保期の「狄村」呼称によるアイヌ居住空間の把握、②寛文期からの藩主とアイヌ首長層の「御目見」^④ || ウイマム儀礼を通じたコタン単位による地域集団への政治支配強化、③「寛文蝦夷蜂起」を契機とした松前への「飛脚回送役」^⑤ || 「狄役」の設定による「狄」社会集団（身分）としての藩政への組み込み、である^⑥。

従来、この見解に対しての異論は出ていない。近世初頭の藩領内の地域編成や「寛文蝦夷蜂起」（以下適宜「蜂起」と略記する）との関連が

考慮された妥当な編成段階と理解できよう。しかし、各段階の鍵となっている「御目見」や「飛脚回送」などの具体的な定着・変容過程は、十分に検討されたとはいいがたく、例えば「飛脚回送役」については次のような疑問を持つ。

第一に、浪川氏は「狄共之儀先年より何之諸役も無御座、居屋敷三畑御年貢等も御差引、松前等江御用之儀御座候得者、御飛脚昇送申儀御座候」（「国日記」元禄十年（一六九七）九月二十四日条）を根拠として、松前飛脚回送業務を、諸役の免除と引き換えに負担させられた「アイヌ固有の『役』」と評価し、その開始は「蜂起」における飛脚船への動員を最大の契機と想定している^⑦。しかし、右の史料から「役」の「設定」とまで読み取れるのか、慎重にならざるを得ない^⑧。第二に、氏のいう「役」とは、支配関係を基本とした「主従制に基づく社会的な義務負担」^⑨の意味であるが、飛脚回送業務がアイヌの社会的な義務負担と化していく過程や「設定」のあり方は明らかにされていない。第三に、アイヌ飛脚回送に関する具体的な検討は「蜂起」時がほとんどであり、その前後の平時の実態までは追われていない。そのため平時のアイヌ飛脚回送業務も「蝦夷地におけるアイヌ支配貫徹のための先兵としての役割」^⑩

という有事における意義の延長に置かれるのみで、実態的なアイヌ起用の目的は考慮していない。

したがって③のアイヌ支配編成の確立に関しては、「蜂起」時との関連に注意しつつも、松前飛脚回送業務がアイヌの仕事として社会的に定着していく過程を具体的に明らかにした上で、政策的に設定された「役」として捉えるのが妥当であるのかを再検討する必要があると考えらる。つまりは、藩とアイヌの関係の変化をより詳細に捉えなおすことが課題となる。

以上の点から、本稿では主に「弘前藩庁日記」(「国日記」)記事の読み直しを通して、「寛文蝦夷蜂起」をはさむ十七世紀から十八世紀前半にかけての、弘前藩の松前飛脚回送の実態を明らかにし、平時におけるアイヌかきおくり起用の現実的な意味や評価を抽出し、その評価が藩とアイヌの関係にどのように作用していったのかを論点に、アイヌと藩社会の関係について一考することとする。

I 弘前藩の松前飛脚と渡海

一、津軽海峡渡海のルートと実情

はじめに、弘前藩が松前へむけた飛脚回送の実態を検討する前提として、近世期における津軽海峡渡海の実情を史料から確認しておく。

まず、当時の津軽領から松前への渡海ルートは、正保二年(一六四五)成立の「陸奥国津軽郡之絵図」¹⁰⁾によると、青森・宇鉄・三厩・小泊・鱒ヶ沢・深浦から松前への渡航路が確認できる。なかでも、松前藩の

参勤交代や幕府巡見使の往来に利用された渡海ルートは、初期には小泊―松前ルートがとられた¹¹⁾。寛文期になると三厩―松前ルートの使用も確認できる(「国日記」寛文六年四月)。享保年間の幕府巡見使の記録である「松前蝦夷記」¹²⁾によると、松前藩主下向は南部領野辺地から松前へ渡海することもあったが、海上遠いため「風見手間取り」¹³⁾五、六十日も風待ちにかかるため、近年は「三馬屋」から渡海するとあり、十八世紀には、松前街道を北上し三厩から松前へ渡海するコースが主要路として定着したとみえる。

三厩から松前への渡海の順風は、寅卯からの「山瀬風」で、とりわけ「三月末より六月末まで折節山瀬風吹」くためにあまり風待滞留がなく、特に迅速性が求められる飛脚の際の渡海場所に最も適したと推測される。その反面、冬には「風待三十日又ハ四五十日」もかかるとあり、季節によって渡海状況は異なっており、飛脚の渡海も当然こうした折々の自然状況に左右されたものと思われる。後に検討するアイヌかきおくりによる飛脚渡海も三厩付近から渡海したとみられるが、冬季十、十二月間の事例はみられない。冬季には海上遠くとも、他の港からの回送が行なわれた可能性も当然考えられよう。

また、このルートは危険が大きく、渡海は技術を要した。元文四年(一七三九)成立の「北海随筆」¹⁴⁾には、三馬屋から松前への渡航の実情が記されている。その一部を抜粋すると、「此渡り凡八、九里なれども難儀の渡りにて、龍飛、中の汐、白髪とて三流の潮筋あり瀧のごとくに、風ゆるき時は乗切りかたし。」¹⁵⁾「又夏の間は潮おこりといふ事あり。…其ありさま海底より潮湧出で、四方より大波もみあはするゆへ、…海

面一、二段も高く見ゆるなり。此時に乗懸りたる船は難儀に及ぶ。」「此渡りを過て船着の所は松前城下なり。此湊片濱にて潮あらく海岸岩石多きゆへ、乗なれざる船は爰にて破舟する事あり。」「案内しりたる船頭にも雲霧深き時は難儀におよぶなり。」などとあり、三厩から松前の間には三つの潮筋があること、また夏の「潮おこり」という現象や、松前湊の岩礁、雲霧など、渡航は、厳しい自然状況を乗り越えなければならなかったことが分かる。このように、津軽海峡の渡海は容易ではなく、豊富な経験に培われた天候や潮の流れを読む確かな技術が必要であり、渡海船のかきおくりは特種で専門性の高い労働であったといえよう。

さて、三馬屋を含む津軽半島北端部は和人とアイヌの雑居地域¹⁵となっていた。両者いづれにも、松前への物資の回送を生業とする者がいたと考えられている。

こうした状況のなか、弘前藩の遣わした飛脚の渡海方法とはいかなるものであったのか。また、飛脚回送業務とアイヌの関わりはどのようなあらわれるのかを次に検討していくこととする。

二、松前飛脚の性質と渡海

管見の限り、弘前藩の松前飛脚に関する記述は、「国日記」寛文元年（一六六一）六月二十五日条が初見である。したがって、まずは、寛文元年からアイヌ飛脚回送の画期といわれる「寛文蝦夷蜂起」前の平時における松前飛脚業務の内容及び渡海方法を検討することとする。

表1は、当面の飛脚年表として、「国日記」初出の寛文元年六月二十五日条から同七年（一六六七）八月五日条までの松前飛脚に関する記事

をもとに作成したものである¹⁶。これによって飛脚渡海の性格をみると、①弘前藩―松前藩間の飛脚連絡と、②幕府・松前藩・秋田藩など、公儀やその他の藩による飛脚渡海を請け負ったものと、大きく二つに分けられる。

ここではまず①の場合の飛脚の用向きをみると、松前からの書状に対する返信が最も多い（表1、中「1」〔2〕〔3〕〔5〕）。その場合、松前から遣わされた飛脚に対しては「金子彦歩（分）」を下付しており、弘前藩から松前へ遣わした飛脚に対しても松前藩主から金子彦歩が下されている（16）。近隣大名間での飛脚（使者）による交流は、互いに飛脚に対し金子を下付しあう慣習だったといえよう。他に飛脚の用件には、松前地震のときの見廻り（7）・松前藩主死去に対する慶弔（10）・巡見使へ随従させた家臣への馳走御礼（15）などがみられる。飛脚の担い手は、「小知行」の家臣で、渡海には「青森町人老人」を差し添えることもあった（7）。なお、残念ながら渡海の具体的方法、回送者（漕ぎ手）については記されていない。

飛脚渡海の方法がわかるのは、むしろ②の他藩や幕府から飛脚渡海を請け負った場合からである。これは海峡渡海船の手配を請け負ったことで、渡海自体がより意識されたためかと受け取れる。ひとまず、秋田藩から請け負った場合からその方法をみると、寛文三年（一六六三）六月二十五日条（6）には、

一、夜五ツ時分秋田より飛脚、但先日松前へ被遣候御鷹師へ御用ニて追懸飛脚之由、則右御鷹師松前へ渡海候ハ、此飛脚渡海船可申付由、但便船有之候ハ、弥之事候、便船無之候ハ、如先規之船やと

い可申由申渡ス、(史料傍線は筆者による。以下同じ。)

とあり、「便船」つまり定期船や都合よく出る船がある場合はそれで行くように、うまく「便船」がない場合は「如先規」船を雇って渡海するように指示されている。このように、飛脚の渡海方法とは、原則として便船を利用するものだったこと、便船のない場合には船を雇うことが前々からの通例であったことがわかる。

また渡海の場所については、表1中〔4〕〔7〕〔9〕〔12〕にあるように「青森」が主であった。青森は十七世紀から開発された港湾都市で、商人船出入の中心地であった。ここにアイヌの居住を示す記録はなく、この段階で、飛脚渡海船回送の担い手の中心がアイヌであったとは考えにくい。加えて、飛脚渡海は「便船」か「やとい」によるもので、百姓・町人から夫役として取りたてる性質のものでもなかったといえる。これは先にみた渡海業務の特種専門性からも窺う事ができよう。

では「蜂起」以前に、アイヌによる飛脚船の回送はまったくなかったのであろうか。その可能性はないわけではない。寛文七年(一六六七)七月、小泊から松前へ渡った幕府の巡見使に対し飛脚を立てたさい(寛文七年七月三日条)〔14〕には、

一、御国廻様方へ為御見廻今日飛脚被遣、但御書之内ニ鶉百被進由御認被進候、御書も御三人御連状ニ一通也、但今別より、便船か

またハ遅々可有之也、狄ニかき送りニ可仕由、今別山奉行三人へ申渡、

とあり、今別山奉行にむけて、今別からの「便船」か、または遅れがあるに違いないなら「狄」にかきおくりさせるよう指示している。このと

き実際にアイヌが回送を行ったかは不明だが、通常の「便船」では遅れが生じる場合という、とりわけ迅速さが要求される場合に、臨時的にアイヌの回送が求められている点に注意すべきである。

このように「蜂起」以前、遅くとも寛文七年には、少なくとも藩には必要ときにアイヌを飛脚回送に起用する意識があり、すでにそれを可能とする両者の関係が築かれていたといえる。寛文期には四代目藩主信政と外ヶ浜のアイヌの間で、「御目見」が開始されており、朝貢的な贈答儀礼行為を介した政治支配の進行とも相伴うものと考えられる。¹⁷⁾

しかし、この時期の飛脚回送がアイヌの専門業務であったわけではなく、便船乗船に支障がある場合の一つの手段として選択される可能性をもつにすぎなかった。アイヌ回送が頻繁化するのには、やはり「蜂起」における飛脚船への動員を経た後とみられる。

ただし注意すべきは、アイヌ回送は元来、臨時への対応力や回送の迅速性を期待されたものであった点で、戦時という臨時において動員されたのも、こうした平時におけるアイヌ起用の性質の延長にあつたとも位置付けられることである。また同時に、こうした臨時・迅速的業務にアイヌが求められる根底には、彼らの活発な海上活動の存在が推察されよう。¹⁸⁾

II アイヌ回送労働について

一、「寛文蝦夷蜂起」における働き

寛文九年(一六六九)六月、蝦夷地において松前藩に対するアイヌ民

族の大規模な反乱が起きた。「寛文蝦夷蜂起」とよばれるこの戦いにおいて、弘前藩は幕府から、盛岡藩とともに松前と幕府との飛脚往復を委嘱され、松前藩を支援するため出兵したことで知られている。領内のアイヌも飛脚や通詞として徴用され、軍事的に藩の支配下に組み込まれたといわれる。⁽²⁰⁾ここでは、事件の概要にはふれず、当該事件への津軽アイヌの動員状況のみにふれ、その特徴を確認する。

まず、「国日記」寛文九年（一六六九）九月九日条には「一、松前へ之御奉書、うてつの狄四郎三郎・藤藏、釜之沢ノまこらいん、今別の御藏之者申付、今七日朝うてつより出船之由、釜范惣左衛門・久慈次郎左衛門・佐藤伊右衛門方より申来、」とあり、老中奉書の運搬が、「うてつ狄四郎三郎・藤藏、釜之沢のまこらいん」と、「今別の御藏之者」に命じられている。「今別の御藏之者」も派遣されていることから和人も飛脚を担当したと言われている。⁽²¹⁾後述するが、元禄九年（一六九六）八月の老中奉書の運搬には、今別からアイヌにかき送りを命じ足軽一人を付き添わせている。⁽²²⁾こうした事例は他にも見られることを考慮すれば、「今別の御藏之者」とは、奉書運搬の付き添いにつけられた御藏役人ではないかと推察される。つまり「御奉書」の運搬がアイヌだけではなされないという点に注意すれば、アイヌの役割とは、飛脚そのものというより、あくまで飛脚渡海船の回送労働だったといえよう。

また、享保期に編纂された「津軽一統志」には、「飛脚舟狄共」として、主に津軽半島北端の海岸部に居住する九名のアイヌ船頭とそれぞれ三〜七人乗りの船が書き上げられている。⁽²³⁾「国日記」にも、「蜂起」沈静後、アイヌは戦時の渡海の功を褒賞されていることから、その有力な担

い手であったとみられ、戦時において弘前藩の軍役のなかにアイヌも組み込まれたと評価するのは妥当といえる。また、軍事的位置付けと同時に、このとき「御奉書」の運搬という、幕藩制国家の交通体制を補完する役割を担ったともいえるだろう。

さて、同年十月二十三日、シャクシャインが松前藩の奸計によって殺害されると戦いは終息に向かい、松前へ出兵していた弘前藩の軍隊もまもなく帰国するが、翌年の十年五月には、「蜂起」の原因を探索する「見聞」のため、弘前藩は藩士を蝦夷地へ派遣した。そのさいにも領内アイヌが通詞として遣わされた他、派遣藩士からの書状送付のための飛脚の回送や、彼らを迎える「迎船」を担わされた。「寛文拾年蝦夷蜂起集書」中の「御国へ飛脚相立申覚」の書き上げには、寛文十年（一六七〇）八月二日から九月二十三日にかけて、「船頭おこたらへのちよう（与四郎）、又七郎（又右衛門）、むさし、源三郎、はんちよ」「舟頭狄作助（作介）、ちくしれく、さん太」「船頭松ヶ崎ひやく、傳兵衛、きくいつみ」「舟頭狄金ヶうたの長次郎、喜藏、吉五郎、宋の介、はや助」「舟頭狄又七郎（又右衛門）」による「船したて」が書き上げられている。その恩賞や糧米については記録がなくどのような交渉が持たれたのかは明らかでないが、現地での徴発、もしくは雇いと考えるのが妥当だろう。⁽²⁴⁾

ところで、浪川氏は、これらを津軽アイヌへの「飛脚回送役の賦課」と評価している。⁽²⁵⁾しかし、国元への書状送付は、アイヌの他にも津軽へ「歸船」する、国元からの送り船や商人船、飛脚船、松前藩主が弘前へ向けた飛脚船など和人の様々な船にも預けられており、アイヌの「役」

（Ⅱ社会集団としての義務労働）とまで言いきれぬかは慎重にならざるを得ない。この場合のアイヌの飛脚回送労働とは、現地の状況に即した臨時的対応のなかで実行されたものとも理解でき、「蜂起」中の「飛脚船」や、蝦夷地探索のための通詞など組織だった軍事的な徴発とはやや異なり、むしろ平時の飛脚回送の状況と同様、「便船」利用と「やとい」を基本としていたと考えられる。

とはいえ、「蜂起」に関わり、松前への飛脚回送が一時集中的に必要となり、海峡の往來を日常的に行う津軽アイヌが、結果的にはその業務労働の主力を担ったと評価できる。では、「蜂起」が終息した後、平時の松前飛脚渡海は、藩にどのように捉えられたのだろうか。この点を次に、「国日記」中にあらわれる、アイヌ回送記事から検討していく。

二、「寛文蝦夷蜂起」後の飛脚回送

「寛文蝦夷蜂起」後は、「国日記」のなかに松前への飛脚回送にアイヌを役する記事がそれ以前に比べ多数存在する。しかし、必ずしも飛脚記事のすべてにアイヌ使役が明記されたわけではなく、全体からみればむしろ限られた記事といえる。ここでは、これらの記事をあげて分析することで、アイヌ飛脚回送の定着過程を追跡しつつ、その具体的な目的を検討していく。

表2は、藩が松前飛脚回送業務にアイヌを起用した記事を年表にしたものである。³⁰⁾年代は先述した「蜂起」以前の寛文七年の事例から延享四年（一七四七）のものまでで、それ以降は見られなくなる。藩主で区分すれば、四代藩主信政期（一六五六―一七〇四）の記事が大半をしめ、

数ヶ月から数年おきにみられる。五代目信寿期（一七〇四―一七三二）以降は享保四年の記事と、二十八年後の延享四年（一七四七）となる。

こうした表出傾向は「国日記」上のアイヌ関係記事全体の傾向とほぼ同様であり、藩中枢における領内アイヌへの関心度に左右されているのかもしれない。従ってもちろん、これらの記事通りに回送業務の頻度や実態を考えることはできないが、いかなる場合にどのような内容を伴って「国日記」中に表れるのかを年代と共に検討することで、藩の飛脚回送業務へのアイヌ起用の目的や、アイヌ専門化への過程を辿ることは可能と考える。こうした意図のもと表2の項目は、〈書状の種類、目的〉で飛脚の発生した目的や飛脚命令をあらわす記事をあげ、〈御用の性格〉ではそれが藩用か、公儀の御用かの判別、〈やりとり〉には記事内容のやりとりの方向を記し、また〈藩庁からの指示〉（現地からの報告）の二つのケースにわけて記し、〈糧米〉には、アイヌに対する糧米支給に触れる記事を書き出した。

では、この表を用いながら、「国日記」記事の内容をみていく。「蜂起」以降、平時のアイヌに回送を命ずる最も早い記事は、天和四年（一六八四）一月十二日条（表2中〔18〕³¹⁾）で、青森奉行から松前の工藤忠兵衛への書状送付について「便次第越可申候、若便り無之候ハ狄共ニ申付かき送ニ而越可申之」と、舟の都合がつき次第渡海するよう、もし便船が無い場合にはアイヌにかき送りをさせるように指示している。「蜂起」以前と同様に、アイヌの「かき送り」は便船の都合がつかない臨時の場合に利用するものと認識されていたことを表しており、この時点ではまだ、松前への飛脚は湊の現場状況にあわせて臨機応変に渡海する

という藩の方針に、変化がなかったとみえる。

さらに、このような現地状況に合わせた飛脚回送の好例が、「国日記」元禄五年（一六九二）十月三十日条（19）、三馬屋湊目付の成田左介の口上書による飛脚業務遂行後の（現地からの報告）である。以下に記すと、

一、御手廻成田左介口上書ニ而申立候ハ、当八月廿五日松前江被遣候御飛脚式人、三馬屋江参候ニ付、乗合之船御座候ハ、乗せ可申と奉存候得共、折節乗合之船無御座候付、狄四人ニ申付候所ニ、先年より御用之毎度上磯之狄計御用ニ相立申候、此度ハ下磯之狄ニ被仰付度之由、狄共願申候得共、左様ニ仕候而ハ、御用遅成可申と奉存、右之四人ニ申付候処、時分柄飯米一切無御座候付、渡海罷成間敷由申ニ付、御飛脚留置申儀も如何と奉存、三馬屋村ニ而米式斗借り申候而、右之狄共ニ相渡、渡海申付候、此分狄共に被下置候様ニ奉願旨申立候ニ付、藤太夫江申達候処、願之通右米式斗狄共取せ可申旨被申ニ付、則左介并本々方江申遣之、

このように、同年八月二十五日に、三馬屋において「乗合之船」があれば飛脚を「乗せ可申」ところ、「折節乗合之船無御座」ため、上磯のアイヌに飯米を与えて渡海船の回送をさせたという、場合に応じたアイヌ使役を内容としている。³³（こ）では特に次の三点に注目したい。第一に「先年より御用之毎度上磯之狄計御用ニ相立申候」と、以前よりアイヌが飛脚御用に使われていたことが分かる点である。「御用」とは、さきに見てきたように、便船がない場合の飛脚渡海のことと思われる。第二は、アイヌ側が、その度にいつも「上磯」地域の自分らばかりに命じら

れていることに不満を示し、「下磯之狄」に申し付けて欲しいと、渡海業務を断っていることである。「上磯」とは現、青森市油川から三厩村に至る陸奥湾・津軽海峡沿岸地域をさし、「下磯」とは青森市野内以東、あるいは浅虫以東の平内地区をさす。「上磯」に対し、「下磯」のアイヌの存在については史料上ほとんど確認できず不明である。³⁴しかし何より、「上磯」のアイヌが回送業務を逃れるための理由付けを行っていることが重要である。そして第三に注目すべき点は、アイヌ側の経済状況によつて藩が飯米を支給していることである。アイヌ側の、「時分柄」（旧暦八月末）、飯米がないので渡海はできないとする主張に対し、藩側は三馬屋で米を借り、アイヌ四人に米二斗（ひとり五升）を支給して回送労働につかせた。

つまりアイヌの回送労働は、アイヌ側の経済状況によつて飯米の補償を必要とするものであり、また必要であれば借りてでも飯米を調えアイヌを起用して遂行するのが飛脚の業務であったといえよう。なお留意すべきはアイヌへの飯米量である。これを、例えば天和三年の御廻船建造のための日傭賃、飯米「一升五合」³⁵と比べれば、その三倍を上回る量となる。仮に「一升五合」が藩の一般的な日雇労働の飯米量と考えることが許されるならば、アイヌへの飯米支給とは、実質的には賄い米以上の価値を有したのではないかと想定され、現実には、藩がアイヌに支払った労働報酬と受け取ることも可能であろう。この時点で、アイヌの飛脚回送とは、便船がない場合の渡海手段であり、現地状況を踏まえた両者間の交渉を必要とするものであったといえる。

また、さらに下つて、元禄九年（一六九六）八月十一日条（21）では、

老中から松前藩主への「御急用」の書状箱が今別町奉行に届いたため、奉行の判断で「状」にかきおくりを申し付け、足輕を一人付き添わせて渡海した旨が今別奉行から藩庁へ届けられている。ここでは、便船でよいという弘前藩の遣いとは異なり「昼夜に不限」届けなければならぬ幕府老中からの継送御用であることで、迅速さが優先されアイヌを起用しているのである。藩庁からの命令ではなく、今別奉行による現場での緊急対応手段となされている点で、アイヌの回送業務は臨時的・現場的な起用であったといえよう。

しかし、このようなアイヌの回送起用は、その前後から変化があらわれる。元禄九年（一六九六）九月二日条（22）によると、

一、松前江之飛脚

樋口衛門組 成田 善助

神源太夫組 手塚 大左衛門

右兩人申付、松前志摩守様江之御書一通相渡、午之刻相立之、例之通糧米等相渡、海上状共かき送可申付由、今別町奉行江書状相

添遣之、

とあり、弘前藩主が松前藩主に宛てた「御書」を足輕二名が飛脚として遣わされるさい、あらかじめ藩庁側から、アイヌにかきおくりを命じるよう、今別町奉行に書状を送っていることが読み取れる。また、「例之通糧米等相渡」とあるように、このときには飯米を支給するのが通例となっていて定着していたことがわかる。これ以降、表2に表わされるように、アイヌ飛脚回送を命じる事例は以前に比べて多出するようになる。注意すべきは、その記事のほとんどは（藩庁からの指示）であり、「便船次

第」という文言は見られず、「状」による飛脚回送は、飛脚を発する時点で藩庁側から今別奉行に指示されているのである。さらに特徴的なのは、飛脚がしばしば「早道之者」と表現されており、急ぎの用事の場合に、藩庁からあらかじめアイヌへの糧米支給の手配が指示され、より円滑な飛脚業務の遂行が図られるようになったことである。つまり、平時における松前飛脚回送は、便船使用を第一とし便船がない場合に船（アイヌを含めて）を雇うという現地状況に任せた形態から、あらかじめ藩庁からアイヌ回送を指定する形態へ変化し、こうした形態が定着したとみえる。このように、現地で煩雑化したアイヌ起用をすくいあげるようにして藩庁からのアイヌ回送指示が慣例化していったと捉えられよう。

ところで、アイヌへ払われた糧米の量は、先に見た元禄九年、成田左介による現地支給は、四人に米二斗、ひとり五升づつであったが、「国日記」宝永七年（一七一〇）四月十八日条に、「後潟組状共松前江飛脚かきおくり之節、御賄之儀申立候付、状共前々之通式升賄二可申付候、」とあることから、概ねひとり米二升ずつ支給されたとみられる。

藩庁命令によって糧米の支給量が定量化したことは、アイヌにとってみれば、現地における交渉の余地が奪われ商業性を失う事となったといえる。その上、性急な労働であることになりはなく、相対的にみればアイヌ側の負担が増し、藩の強制力が強まったと受け取れよう。だが、同時に、藩はアイヌの回送労働に対して、常に決まった量の米を支給し続けたともいえる。（これを幕藩制との関わりで考察すれば、幕府の御定法では、老中奉書運搬の継送りは無賃とされていたが、アイヌによる海峡運搬においては、まったくの無賃ではありえず、藩機構を媒介とした飯

米支給を梃子としてアイヌ回送が実現されていた点に、幕府・弘前藩・アイヌの関係の一端を垣間見る事ができよう。

さて、こうした状況は記録上、延享四年まで確認する事ができるが、一方で「国日記」享保六年（一七二一）二月二十五日条には以下の記事をみる事ができる。

一、今別町小鹿弥次兵衛申立候者、今度松前御飛脚御用ニ付、かきおくり舟御雇被仰付候付、商舟承合候処、式百匁より式百五十拾目迄船賃可申請之由申候付、詮儀之上状四郎三郎ニ申付候、御介抱にて罷在候狄之儀ニ御座候付、舟賃百目御雇切仕候、然上者水主給錢并船中糧米共四郎三郎方にて仕出申筈御座候に付、従御公儀様御物入無御座候、同人舟百目御雇切ニ被仰付候分、御為ニ御座候ニ付雇、則今十九日ニ松前江渡海仕せ申候間、右船賃被下置度奉願之旨申出候付、

このように、松前飛脚御用の渡海船の雇用を今別町年寄小鹿弥次兵衛⁽¹⁰⁾が請け負い、「状四郎三郎」を通常の「商舟」の半値以下で雇う事を上申している。「御介抱にて罷在候狄」であるため、割安で雇う事ができるとある点から、享保期には、アイヌに対する藩の強権力がより確かなものとなっていたことが分かる。加えて、この頃、なかば定型化していたアイヌ起用の飛脚回送記事が「国日記」にあらわれなくなる一方で、飛脚回送船の手配が、町年寄請け負いによる「雇い」の形態へ変化していたことが窺える。

以上、飛脚回送労働から藩とアイヌの関係の変化をみてきたが、そもそも、臨時的で迅速性が求められる飛脚船の回送労働に、和人ではなく

アイヌが起用され、定着していったのはなぜなのか。次に、藩側のアイヌ回送業務に対する評価を抽出し、それが両者の関係にどのように作用していったのかを考察することとする。

Ⅲ アイヌ政策のなかの松前飛脚回送

一、アイヌ「かき送り」の評価

藩の松前藩への飛脚回送は、決してすべての場合アイヌだけに課せられていたわけではない。藩のアイヌ飛脚回送業務に対する評価を抽出するために、アイヌがとめなかつた場合の飛脚渡海の記事をみていく。

例えば、「国日記」元禄十六年一月四日条（表2（29））によると、

一、松前江年頭の飛脚前々之通被遣候付、大組諸手之内式人申付置候様ニと両頭江申遣之、

一、右飛脚之者渡海之節、先達而出来申候御用船昇送ニ而遣可申候、尤常人可遣候時分柄ニ而、常人不能成候ハ、、狄共之内遣候様ニと今別町奉行一戸清兵衛方江申遣之、糧米等其外諸事例之通申付候様にと申遣之、

このように、年頭の飛脚のかきおくりは「常人」¹¹和人を遣わすべき時分柄と認識されていた。これは年頭というハレの時節にアイヌが忌避されている点で、あるいは中世からの「夷」に対する穢れの觀念があらわれているのかもしれない。しかしそれでも、松前飛脚のアイヌ回送が恒常化していた元禄後期には、和人が手配できない場合にはアイヌを起用するようになったことが分かる。

また、「国日記」元文元年（一七三六）十月二十二日条より、秋田藩家来が松前御用のために弘前藩に渡海を申し出たさいに、藩庁は「時分柄海上危候間、水主之者共江も能々申付、尤狄ニ而も付添、日和待等相考、差支無之渡海無恙様可申付」と、十月の海上は危険であるという理由から和人水主の他に特にアイヌを指し添えるよう命じている。さらに七年後の寛保元年（一七四一）九月七日条にも、秋田藩からの使者を松前に渡海させるさい、藩は「天道三人乗船、三馬屋村船頭彦三郎」の「便船」に回送を命じた他、「外狄老人」を同船させている。ここから、秋田藩から依頼された松前渡海はあくまで和人船頭に命じ、アイヌには直接回送させていないことが分かる。そのような場合でも、海上の危険に備える意味でアイヌを差し添えている点で、藩はアイヌが和人以上に危険な海上の航海に長けていると認識していたとみることができる。周知のとおりアイヌは交易の民であり、迅速な航海・船操縦には、生業の中で培われた文化的技術を有したため、和人以上に評価されたのではない。こうした認識は、緊急で迅速性が重視される急ぎの渡海の場合にも想起されたと思われ、飛脚の迅速な業務遂行に生かされたとみることができる。

そして、藩庁命令によるアイヌ回送が定着するのは、元禄期の半ば以降のことであった。この時期は、元禄飢饉による領内の混乱や財政悪化を招いた時期である一方、アイヌの生活も畑作の不作が深刻化し、藩から漁の仕込みのための米の前借を開始するなど、生活が厳しくなっていく時期である。こうしたなかで、アイヌ回送に対する評価が、藩のアイヌ政策にも作用していくのである。その点を次に検討していく。

二、アイヌの無役と「かき送り」

弘前藩とアイヌの関係の特徴は、一般和人領民とは異質の支配関係にあることである。その違いが最もよくあらわれるのは年貢・諸役の有無である。アイヌは「先年より何之諸役も無御座、居屋敷ニ畑年貢等も御差引」あるいは「外浜上磯狄共諸色御免ニ御座候」とあることから、一般百姓が負った年貢・諸役は一切かけられない無役の存在であった。一八世紀初頭成立かといわれる「三馬屋町御絵図」には、アイヌ住居と思われる家並みが描かれているが、一般百姓・町人の屋敷割のように間口・裏行間数は記されておらず、軒がかりの諸役の対象外と扱われていたことが推測される。加えて、「狄共之儀者取分申渡候儀堅相守、縦何様御座候得而も訳不申上相守申者御座候」とあることからアイヌの生存やそのための利益を保障するのが藩の基本方針であったと考えられる。対照的に、御蔵百姓が負担する諸役のなかには「狄米」があり、何らかの形でアイヌ政策に当てられたものと推測される。浪川氏は、戦国期の津軽氏とアイヌの闘争関係を終息すべくアイヌに与えられたものとみている。

ところで、「国日記」元禄十年（一六九七）九月二十四日条には、アイヌによる材木の伐りだしが、今別材木方の詮議や役銀徴収にあい難儀している旨が上申され、役銀の赦免が願われている。

一、狄共居屋敷波除、寝木・枯木・木うら并指こば捨り木ニ而取出版除仕儀ニ御座候、是又桧類ニ而仕候得者僉議ニ逢申二付、難儀仕候、右者狄共之儀先年より何之諸役も無御座、居屋敷ニ畑御年貢

等も御差引、松前等江御用之儀御座候得者、御飛脚昇送申儀御座候、然処近年者狄船作候得ハ、今別材木方より其船見分之上役銀被取、居宅屋ね枳取出申儀も不罷成、勿論海辺之儀ニ御座候故、朽損も強ク波除并居宅柱雜木ニ而仕候得者塩虫通、一兩年も持兼難儀仕由御座候間、居宅繕・小屋懸ケ・波除等、桧寝木・枯木、切捨置候木うらニ而仕候儀、船役共ニ先年之通御赦免被遊候之様ニ奉願旨申立候ニ付、存寄申越候様ニと山本三郎左衛門江申遣之、浪川氏は傍線部分から、「諸役の免除と引き換えに松前へ飛脚回送が負担させられている」と読み取り、アイヌの編成体制の確立を示す「アイヌ固有の『役』」＝松前飛脚回送役の設定をみている。

しかし、戦国期の津軽氏とアイヌの闘争関係や、その終息策とも推測されている「狄米」の存在や、「御目見」儀礼にあらわされた朝貢外交の関係のあり方と総合すると、むしろ「諸役免除」＝アイヌ無役とは、藩とアイヌの原則的な関係であったものと思われる。また、本稿で検討してきたように、アイヌ飛脚回送の実態は、現場状況に合わせ時々によって起用されてきたものであり、藩庁が、諸役免除を反対給付としたアイヌの「役」として明確な「設定」意識を有していたとは言いきれないのではないかと思われる。

したがって右の史料からは、次の二点を読み取ることが妥当なのではないだろうか。第一に、藩社会におけるアイヌ関係秩序の原則であったアイヌ無役が、元禄期には侵害されつつあった状況を示していること、そして第二に、こうした状況において、アイヌ無役の確認がなされるさい、アイヌのそれまでの臨時的な飛脚回送の働きぶりが「諸役免除」

(特に材木の切り出し税、「船役」の免除) 願いを補強する材料として、引き合いに出されていることである。これ以後、アイヌが材木を切り出すさいには藩庁へ届け出、無役切り出しの認可を受けることとなった。⁴⁾ さらに、アイヌの回送労働の実績は、代官が藩庁に対し上申した、凶作時のアイヌお救い願にも利用された。

元禄十五年(一七〇二)閏八月二十一日条には、畑作の不作によって困窮した今別のアイヌにたいする救済方法が問題となるなかで、無高百姓のお救い銭に加算する方法ではなく「狄計ニ」お救いを「被仰付候儀可然」とする意見の理由として、「狄之儀常々御擬作と申も無御座、御用之節者松前・田名部江人間之通兼申節も寒中凌大難往来仕候、其上御国・松前ニ計狄と申者有之様ニ諸国ニ而も申成候、然所右之狄餓死或ハ他国江も一軒成共退申節も如何奉存候、」とされたのである。アイヌの飛脚回送労働は「人間之通兼」る時期にも大難を凌ぎ往来するものであると、一般和人領民との違いに照らし、藩にとって有益なアイヌの働きとして評価されている。「御国・松前ニ計狄と申者有之」という他者認識を自覚し、領内アイヌの餓死や他国への移住を招いてはならない点を確認しつつ、それまでの回送労働の実績が、お救い政策を推進するための根拠となつて表れているといえよう。

このように、アイヌは藩から無役による生活の保障を受けつつも、困窮時には藩権力のお救いに頼まざるを得ない状況のなかで、そのお救いの引き合いに、飛脚「御用」をつとめているという現実の働きが強調されていく過程で、藩社会のなかに松前飛脚の回送を担うものとして認識され、徐々にその任が定着・恒常化していったのではないだろうか。そ

うして、無役を基本とした異民族政策は、アイヌが松前飛脚回送を担うことで結果的に守られることになり、飛脚回送業務の反対給付として「諸役の免除」が捉えられるという論理の逆転を生み出したと捉えられよう。異民族支配の原則であったアイヌの無役は、藩社会内の論理においてはめられて再認識され、飛脚回送業務はアイヌの社会的義務負担のよくなものと捉えられていくのではないか。その時期とは、アイヌの生活が藩による無役保証やお救いを必要とせざるを得なくなった元禄期半ばであったといえよう。

おわりに

以上、弘前藩の松前飛脚回送の実態に則して、「アイヌ固有の『役』」と評価されるアイヌの担った松前飛脚回送労働の目的・社会的機能を検討してきた。その結果をまとめると以下の通りである。

第一に、松前飛脚渡海の実態とは、寛文〜元禄期のはじめ頃までは「便船」への乗船を原則とし、「便船」がない場合に、現地において船を雇用するものであった。平時のアイヌ回送は「寛文蝦夷蜂起」以降多く見られる点で、「蜂起」への動員が大きな契機となったと思われるが、なお便船につき現場対応のひとつの手段として臨時的に行なわれ、そのはたらきの有効性により徐々に定着したものとみられる。藩庁からの直接のアイヌ回送指示が定着していく点では、元禄期半ばにひとつの画期をおくことができる。

第二に、アイヌの回送起用は臨時・性急なものであり、アイヌとの交

渉を必要とし糧米が支給された。糧米は元禄半ば以降は定量化することから、藩の支配権が高まったとみられたが、アイヌのかきおくり労働力を完全に無償で徴収しえない点の特徴として残りつづけた。但し、享保期には「御介抱」の「狄」であることを理由に、和人船よりも安価に雇える状況にあり、政治的・経済的関係が、藩の優性により進行したことを裏付けるものと思われる。

そして第三に、アイヌ回送は、元禄期半ば以降、アイヌの無役侵害に対する訴えやお救い願の正当化を補強する根拠に、藩社会内におけるアイヌの働きとして挙げられるようになり、アイヌ政策の基本であった無役を守ることとなったとみられる。

これらのことから、浪川氏の提起した松前「飛脚回送役」を再検討すれば、平時におけるアイヌ起用の目的は、「蝦夷地におけるアイヌ支配貫徹のための先兵」という軍事・政策的な目的を踏襲したというよりも、飛脚業務の確実・迅速な遂行を実現する手段として、和人以上に、臨時への対応力や危険な海における回送技術を期待したという現実の意義があったのではないかと思われる。こうした意味では、アイヌの民族の文化性能を期待した害獣駆除や善知鳥探索へのアイヌ使役と同様の意義を持つものと思われる。

また、アイヌの飛脚回送業務を実態的にみれば、「寛文蝦夷蜂起」を契機に、藩がアイヌを体制内に「狄」として身分付けるため政策的に設定した「役」というよりも、元禄期半ばにかけての現地ではたらきを評価され定着した藩御用が、「役」のようなものとして政策的に捉えられられていったものであったと評価できる。結果的には、アイヌが藩社

会内で果たす「役」は社会的義務負担のようなものとして捉えられていくとはいえず、弘前藩におけるアイヌ支配は、当初から近世社会における身分制の論理に積極的にあてはめようとしたものではなく、むしろ現実の社会状況に突き動かされて、異民族支配の特殊性が徐々に藩社会内部の論理に捉えかえられながら存続していったものだったと考えられよう。

なお、本稿で使用した史料は多くの場合刊行史料集に依拠した。したがって「国日記」などの史料の、全体的分析には至っておらず、なかには史料解説などにあやまりがあるかもしれない。ご指導・ご批判をいただければ幸いである。原史料の確認を含め、十八世紀半ば以降の飛脚回送の実態や藩とアイヌの諸関係については今後の課題としたい。

註

(1) 本稿の「北奥アイヌ」とは、北海道のアイヌと区別する呼称として本州北奥羽地域、現青森県地域に居住したアイヌを指す。なお津軽地域のアイヌを「津軽アイヌ」と呼ぶ。また「エゾ」の漢字表記はそれぞれの史料にならう。

(2) 「北奥アイヌ」に関する主要論文・著書として、榎森進氏には①「和内地におけるアイヌの存在形態と支配のあり方について」(地方史研究協議会編『蝦夷地・北海道―歴史と生活』雄山閣、一九八一年所収。のちに同氏『増補改訂北海道近世史の研究―幕藩体制と蝦夷地―』北海道出版企画センター、一九九七年所収。)②「北奥のアイヌの人々」(東北電力株式会社広報『白い国の詩』一九九九年四月号所収。のちに同氏編『アイヌの歴史と文化Ⅰ』創童舎、二〇〇三年所収。)③「アイヌ民族

の去就(北奥からカラフトまで)―周辺和人ととの「交流」の視点から」

(網野善彦・石井進編『北から見直す日本史』大和書房、二〇〇一年)

がある。また、浪川健治氏には①「藩政の展開と国家意識の形成―津軽藩における異民族支配と「北狄の押へ」論―」(『日本史研究』二三七、

一九八二年)②「近世前期における松前・蝦夷地と北東北」(『松前藩と

松前』二四、一九八五年)③「幕藩体制の成立と北奥社会―本州アイヌ

について―」(『歴史学研究』五七三、一九八七年)④「北奥における

「風俗」と権力」(『地方史研究』四三、一九八七年)⑤「善知鳥考」

(『日本歴史』四八五、一九八八年)などがあり、以上を著書⑥『近世

日本と北方社会』(三省堂、一九九二年)にまとめている他、⑦「民族

文化と地域社会―「接界の地」からの視点―」(岩田浩太郎編『新しい

近世史』5、新人物往来社、一九九六年所収)⑧『日本史リブレット

アイヌ民族の軌跡』(山川出版社、二〇〇四年)がある。また、菊池勇

夫氏には北奥地域文化論の立場から「近世北奥社会の「蝦夷」問題」

(海保領夫編、『北海道の研究』第4巻、清文堂出版、一九八二年所収。

のちに「生活文化のなかの「蝦夷」―菅江真澄日記を読む―と改題し

同氏著書『幕藩体制と蝦夷地』雄山閣、一九八四年に所収。)がある。

尚、二〇〇一年には『青森県史』資料編近世1に「近世北奥史料にみる

アイヌ民族関係史料集成」が編集され、菊池氏、浅倉有子氏らが解説を

附している(四〇五〜四一九頁)。また瀧本壽史氏には「松前稼ぎ・往

来者・アイヌ民族―下北半島の村落の在り方をめぐって―」(『地方史研

究』三〇五、二〇〇三年)がある。

(3) とくに註(2) 浪川氏、①③⑥。

(4) 註(2) 浪川氏、⑥四八〜七四頁参考。

(5) 註(2) 浪川氏、⑥六四〜六五頁。

(6) こうした疑問は既に岩崎奈緒子氏も指摘している。なお岩崎氏は、よ

リアイヌを歴史的主体として見直す視点で領主と本州アイヌの関係をとらえるためには、両者の関係のひとつひとつについて、領主はいかに支配権を確立したのか、あるいはできなかったのか、その過程を具体的に後付けることが重要と指摘しており、筆者も賛同する。(「書評 浪川健治著『近世日本と北方社会』、『日本史研究』三八一、一九九四年)

(7) 註(2) 浪川氏、⑥六三頁。

(8) 註(2) 浪川氏、⑥六五頁。

(9) 本稿で分析する記事は、主に青森県史編さん近世部会編『青森県史』資料編近世1(二〇〇一年)および、同編『青森県史』資料編近世2(二〇〇二年)に拠った。尚、本稿では前者を『県史』1、後者を『県史』2、と略して記すことをおことわりする。

(10) 「陸奥国津軽郡之絵図」正保二年(一六四五)成立。(貞享二年写、青森県立郷土館蔵。『県史』1、付図、番号1、参考。)

(11) 『松前町史』通史編第一巻 上、一九八四年。

(12) 『福島町史』史料編第一巻、一九九三年。

(13) 「松前蝦夷記」(註(11)に同じ)

(14) 『日本庶民生活史料集成』第四巻、三一書房、一九六九年。

(15) 「雑居」といっても混在ではなく、和人百姓・町人との間で住み分けがなされていたとみられる。(弘前市立図書館蔵、津軽家文書、「三馬屋町御絵図」)

(16) 『県史』2、四六〇―二七頁に収録された「弘前藩庁日記」による。

検討が寛文七年までなのは右書の収録分のみで拠ったためであり、検討は不十分であるが「蜂起」以前の弘前藩の飛脚渡海の基本的な方法を知ろうと有効と判断した。寛文八年以降の飛脚記事の検討は今後の課題としたい。

(17) 「御目見」については、特に浅倉有子氏が『県史』1の「解説」(註

(2)において図表化し、御目見場所の変化に注目している。(四〇九頁)

(18) この点は浪川氏が指摘している。前掲、(2)⑥九二―一〇一頁。

(19) 「国日記」寛文九年(一六六九)九月四日条、『県史』1、四四三頁。

(20) 長谷川成一『弘前藩』吉川弘文館、二〇〇四年、八八頁。

(21) 長谷川成一「東北諸大名と蝦夷地―北奥羽大名との関わりを中心に―」『北海道の研究』第四巻所収。(同、註(2))

(22) 「国日記」元禄九年(一六九六)十月二日条(表2(21))

(23) 「国日記」享保四年(一七一九)七月五日条(表2(37))など。

(24) 「津軽一統志」八木橋文庫本、弘前市立図書館蔵(『県史』1所収に依る。)

(25) 「国日記」寛文九年(一六六九)十二月二十三日条

(26) 寛文十年十月朔日、則田安右衛門。寛政元年の写、北海道大学附属北方資料室所蔵本を底本とする『日本庶民生活史料集成』四(三一書房、一九六九年)による。また『県史』1は、弘前市立図書館八木橋文庫所蔵本を底本としている。記述が不一致の場合のみ()内に記す。

(27) 浪川氏も、飛脚を立てるために松前に常置されていたとは考えにくく、「折よく滞在していた者が現地で徴発されたと理解するほうが妥当」と述べる。(前掲、註(2) 浪川氏⑥一六二頁)

(28) 浪川氏、前掲、註(2)⑥一六一―一六二頁。

(29) たとえば、元禄五年から七年(一六九二―九四)の間の「国日記」を通してみた場合、アイヌの飛脚を記すのは後述する一件のみである。しかし例えば元禄六年正月五日条には、松前志摩守への年始御祝儀のため、同年三月十五日条にも信政の参勤発駕を知らせるため、飛脚を遣わした記事がある。(弘前藩庁日記「弘前市立図書館蔵」)

(30) ここでは『県史』1に抜粋された「国日記」のアイヌ関係記事を用い

た。(四二〇～五八一頁)

(31) 表2史料番号。なお番号は表1からの通し番号とする。

(32) 成田左介については「国日記」元禄五年(二六九二)二月十七日条『新青森市史』資料編三、近世(一)、二〇〇二年、三三七頁。

(33) この時の飛脚の用件は、弘前藩主の帰国を知らせる書状を届けることであった。(「国日記」元禄五年八月廿二日条参照)

(34) 浪川氏は、前掲、註(2) 同氏論文①で、同史料を「先年より御用之毎度狄計御用ニ相立申候」と記し、飛脚回送を「専らアイヌの使役により行っている」と解釈している。しかし原本である「国日記」(弘前市立図書館蔵)には「上磯之狄計」とある。ここではその点を確認しつつ『県史』1に拠る。

(35) 『角川日本地名大辞典』2青森県、角川書店、一九八五年、二七四頁。

(36) 同、註(35)

(37) 『青森県の地名』平凡社、一九八二年。また、同書によると、深浦(現西津軽郡深浦町)地域が上磯であるのに対して、七里長浜から十三(ともに現北津軽郡市浦町)・小泊(現北津軽郡小泊村)が下磯であったとあり、小泊付近のアイヌを指していた可能性もある。なお小泊の「狄」存在は「正保国絵図」の「狄村」以外は不明である。享保年間の絵図調整では事実上「狄村」がないために削除されている。(「郷村帳并絵図覚書」、『県史』1所収。)

(38) 「陸奥国津軽郡之絵図」(註(9))には夏泊半島の海岸部に三つ「狄村」の文字が記載されているが、そのほかアイヌ存在を示す史料はない。

(39) 「国日記」天和三年(二六八三)五月十一日条。(「新青森市史」、同註(32)、一九九頁。)

(40) 「国日記」正徳四年(一七一一)六月六日条参考。(『県史』1)

(41) 「国日記」元禄十五年(一七〇二)閏八月十七日条以降。(同前)

(42) 「国日記」元禄十年(二六九七)九月二十四日条。(同前)

(43) 「国日記」正徳五年(一七一五)八月十六日条。(同前)

(44) 註(15)に同じ。年代推定は、長谷川成一『弘前藩』(同註(18)参考。)

(45) 榎森氏は前掲、註(2)②において、盛岡藩の「下風呂村道丁絵図」の「狄屋敷」に間口・裏行間数が無記載であることから、アイヌ住居は課税対象外であったと指摘している。(一一六頁)

(46) 「国日記」元禄五年(二六九二)八月二十九日条。(『県史』1)

(47) ただし、「狄米」が確認できるのは寛文四・五年の「御定書」のみであり、浪川氏によると延宝三年(二六七五)の「諸役銀定・万直段物定」には確認できないことから、この間に消滅したものとされている。

(註(2) 浪川氏⑥七四頁)

(48) 浪川氏、前掲、註(2)⑥五一～五二頁。

(49) 「国日記」元禄十五年(一七〇二)七月二十二日条から寛保三年(一七四三)十月二十三日条までに、約四六件の届け出記事がある。(『県史』1)

(付記) 本論文は、平成十五年三月に東北学院大学大学院(文学研究科アジア文化史専攻)に提出した修士論文の一部を補足・修正したものである。修士論文の作成にあたっては、青森県立郷土館の瀧本壽史氏、また青森県史編さん委員会の本田伸氏をはじめとする編さん委員会の皆様に、史料閲覧のご配慮をいただきました。記してお礼申し上げます。

(たけだ・あゆみ 福島県立博物館)

表 1 寛文元年～七年 (1661-167) の松前飛脚関係年表

年 (西暦)	日付*	松前飛脚関係記事 (原文表記)	備考	史料番号
寛文元年 (1661)	6月25日	松前殿御返書被遣、使者今藤兵衛銀五枚、帷子三ツ之内単物一被遣、	前日二十四日に松前藩主からの使者が来て運物。会食あり。	[1]
	10月19日	松前江之御返書、飛脚の者金子老步被下、	前日十八日に松前より飛脚到来。	[2]
同2年 (1662)	10月8日	松前へ之御返事遣入、但殿様へ之御状へ江戸へ便之時分登せ可申由申付候、松前之飛脚之者へ金子老分遣入、	前日七日、松前より十郎左衛門(津軽信栄)慶弔のため飛脚到来。	[3]
	12月3日	昨日江戸より松前志摩守様へ之御返事下着二付、今日青森送遣入、両人方より驥崎藏人方へ書状遣入、	用向き、経緯は不明。「両人方」も不明。	[4]
同3年 (1663)	4月21日	松前へ返事遣入、	前日四月二十日に松前からの飛脚(但志摩守殿今度御参勤二付、御伝馬人歩之儀申参り)への返事飛脚。	[5]
	6月25日	夜五ツ時分秋田より飛脚、但先日松前へ被遣候御鷹師へ御用にて追懸飛脚之由、則右御鷹師松前へ渡海候へ、此飛脚渡海船可申付由、但便船有之候へ、弥之事候、便船無之候へ、如先規之船やとい可申由申遣入、	同月二十一日の秋田御鷹師、青森から渡海に開運。「便船有之候へ」便船で。無いときは「如先規船やとい」で。	[6]
	7月17日	松前運動二付、為御見廻飛脚二小知行老人、但青森町人老人指添遣入、	小知行一人、青森町人ひとり。	[7]
同4年 (1664)	6月5日	松前殿御下国付而、家老中驥崎主殿・驥崎藏人宛所ニ書状一通遣入、便次第届ケ可有由白取平兵衛方遣遣入、	「便次第」届けるように。白取平兵衛には青森町奉行と思われる。「(御園日記)寛文三年十月二十九日条より)	[8]
	12月8日	秋田家老須田伯耆・梅津与左衛門状来り、松前へ用所ニ付而飛脚越申上候渡海船頼候由ニ付、飛脚三人二伝馬式足借渡、但例年借来候ニ付而右之通申付候、松前へ渡海船之儀者、秋本又兵衛、白取平兵衛方へ、須藤惣右衛門方より書状遣させ候、青森上り案内者小知行老人申付候、	秋田藩より、飛脚渡海依頼。青森より案内者小知行一人つける。秋元又兵衛は青森奉行。	[9]
同5年 (1665)	7月9日	松前志摩殿今五日ニ死去之由、白取平兵衛・秋本又兵衛より申来候、則時返事遣入、	翌日十日、「松前へ被遣候御飛脚、屋ノ七ツ時分ニ参着」とあり。	[10]
同6年 (1666)	4月4日	久保田家老須田伯耆方より飛脚到来、則返事遣入、但修理様御用ニ付而、松前へ飛脚遣候間、渡海船之儀頼入由申来候、	秋田藩より、飛脚渡海依頼。	[11]
	7月9日	昨日佐竹修理様・右京様より松前へ御用有之由にて、飛脚而人罷通候付、渡海船之儀前席之通頼申由にて、須田伯耆より北村弥右衛門一人之宛所にて添来付、船之儀青森へ無遣々可申付書状遣入、	秋田藩より、飛脚渡海依頼。船の儀は、青森へ遅れの無いよう申しつける。	[12]
同7年 (1667)	1月7日	松前、旧冬打候天候悪敷渡海船無之不自由之由ニ付、家老中遠見廻候書状遣入、	松前家老中へ見廻の書状遣わす。	[13]
	7月3日	御園廻様方へ為御見廻今日飛脚被遣、但御書之内ニ騎百被遣由御認被遣候、御書も御三人御運状にて一通也、但今別より便船かまへ運々可有之也、状ニかき送り可仕由、今別山奉行三人へ申渡、	巡見見廻につき飛脚派遣。便船かまたは遅れがあるときは、状にかき送りを命じるよう、今別奉行へ申しつける。	[14]
	7月18日	松前兵庫殿へ御園廻衆御供申付候家来之者、御馳走亦存由、御札之御飛脚被遣、	松前兵庫へ家来馳走御札の飛脚。	[15]
	8月5日	松前殿上り之御返書被遣、則飛脚之者金子老步被下也、	前日四日に松前から飛脚到来とあり。同月六日には「先度、松前殿へ從殿様被遣候飛脚今朝歸ル、松前殿上り金子老步被下之由也」とあり。	[16]

出典：「弘前藩行日記」(「国日記」)、『青森県史』資料編近世2所収。(青森県、2002年)

*「日付」は記事記載日。

元禄13年(1700) 3月16日	3月16日近口	「早道之者相馬野助儀御用申付松前江差遣申候間」	藩	藩(家老、杉山八兵衛)「我早送可申付旨八兵衛より被申遣候一藩行一今別町奉行候付、則而々之通早送可申之」					家老の申越しによる秋かき送り、前々之通」	[28]
元禄16年(1703) 1月4日	1月4日近口	「松前江差遣之深御前々之通被遣候付」	藩	藩行一今別町奉行「江差遣可申候、先遣而出申申候御用船江差遣三前遣可申候、七常人の通候時分船三前、常人不罷成候へ、秋其之内遣候様二」					松前藩への年頭挨拶の展覧、あまて常人を遣わすへ、臨時分船、だが、常人が行けないう場合は秋其の舟から遣わす上よに之命令。	[29]
元禄16年(1703) 4月22日	4月22日近口	松前への御旨物(糞食・酒)	藩	藩行一?					(補足)御旨物とは、松前家在中に向けた具材では、松前へ買物に遣わした大坂店外兵衛の使仕を頼む。	[30]
元禄16年(1703) 6月21日	6月21日近口	「早道之者左藤万助儀松前江差遣候之間」	藩	藩行(家老、津幡精兵衛)「今別町奉行江差遣候様二と稱一藩行一今別町奉行候申候申候付、即取江差遣候様米等も前々之通申付候之様二、例之文法三前今別町奉行江差遣之」					「秋其かき送り糞米等も前々之通申付候之」	[31]
宝永元年(1700) 8月23日	8月23日近口	「御船城為御家外松前忌米守様江御旨」	藩	藩行一今別町奉行					「秋其糞米等も無番様可申付」	[32]
宝永3年(1706) 3月6日	3月6日近口	「早道之者高岳武兵衛儀、松前江差遣候付」	藩	藩行一野内町奉行(今別町奉行の前遣い)					「秋其糞米等も差支不申様申付候」	[33]
宝永4年(1707) 4月21日	4月21日近口	「早道之者外崎左五左衛門松前江御用に付被遣候に付」	藩	藩行一今別町奉行					「早道之者」に際しての秋かき送り、「前々之通」	[34]
宝永6年(1709) 1月24日	1月24日近口	松前藩主にあてた書状	藩	藩行一今別町奉行(今別町奉行)「藩行一今別町奉行(今別町奉行)藩兵衛・成田理右衛門」					藩主への秋送り。	[35]
享保4年(1719) 4月7日	4月7日近口	松前出火につき、御家老申上り松前藩主への御求書	藩(家老をレシ)	藩行一今別町奉行					藩家老から、松前藩主への書状かき送り。「前々之通」	[36]
享保4年(1719) 7月3日	7月3日近口	久世大和守(備前守中)上りの御求書	公儀	今別町奉行一藩行(右御用本類以御差出松前差遣可申候也、御用差遣、其上日和之程も難し、申付置候申候迄、差遣而可申上候、右之度注進申上候旨申来、)					今別町奉行の御求書に、注進、公儀の御求書、継続期間で到来により、今別町奉行の判断で同心一人遣われ、秋四人にかき送り命令。	[37]
延享4年(1747) 5月29日	5月29日近口	御題文	公儀	?(今別町奉行一藩行か)					「糞米一日を二人付き舟に被下置候、去年御題文之節も秋其糞米石之通相候申候、右之以例を此度も相置申候、」	[38]

出典：『弘前藩日記』(国日記)、『青森県史』資料編近世1所収、(青森県、2001年)
*史料番号は表1からの通し番号。